

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の改定について

原子力安全・保安院
鉱山保安課
平成23年12月

1. 改正の趣旨

船舶の航行や事故による海洋汚染の防止については、規制物質の投棄・排出の禁止等を規定した「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」及び「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約を改正する1997年の議定書」（以下「MARPOL条約」という。）に基づき、締約国が船舶等による海洋汚染の防止に対応する仕組みが整えられている。当該条約にはI～VIの6つの附属書があり、そのうち附属書VIでは、船舶による大気汚染の防止のための規則が定められている。

2008年（平成20年）10月に行われた第58回海洋環境保護委員会（MEPC 58）において、MARPOL条約附属書VIの改正案が採択され、船舶で使用される燃料油の硫黄の含有率の規制が段階的に強化されることとなった。

（参考）

- ・ 1次規制 2012年1月1日前については 4.5質量百分率
- ・ 2次規制 2012年1月1日以後については 3.5質量百分率
- ・ 3次規制 2020年1月1日以後については 0.5質量百分率

これに伴い、鉱山保安法令においても、海洋で鉱業を実施する石油鉱山の海洋施設について、MARPOL条約附属書VIを担保する必要があることから、以下の項目等について関係省令を改正する必要がある。

2. 具体的改正内容

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第18条第7項第4号に定められている掘削バージ及び海洋掘採施設で使用する燃料油の硫黄含有率について、4.5質量百分率以下から3.5質量百分率以下に改める。また、施行日を2012年（平成24年）1月1日とする。

3. スケジュール

平成23年12月28日 公布
平成24年1月1日 施行

【 参照条文 】

● 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）（抄）

（施設の維持）

第 12 条 鉱業権者は、保安を確保するため、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

● 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令

（平成 16 年経済産業省令第 97 号）（抄）

（掘削バージ）

第 18 条 石油鉱山における掘削バージの技術基準は、第三条、第四条、第五条第一号、第三号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十五号、第二十号及び第二十一号並びに前条（第一項、第四項第九号及び第十二号を除く。）に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2～6 （略）

7 掘削バージが鉱害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 掘削バージにおいて使用する燃料油は、硫黄の含有率が四・五質量百分率を超えないものであり、かつ、無機酸を含まないこと。

五 （略）

8 （略）

（海洋掘採施設）

第 19 条 石油鉱山における海洋掘採施設の技術基準は、第三条、第四条、第五条第一号、第三号、第九号、第十一号、第十四号、第十五号、第二十号及び第二十一号、第十七条（第一項、第四項第九号及び第十二号を除く。）並びに前条第四項第三号、第五項第四号及び第五号、第七項、第八項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一～六 （略）